

輸出国事前調査について (南アフリカ共和国)

1. 調査期間等

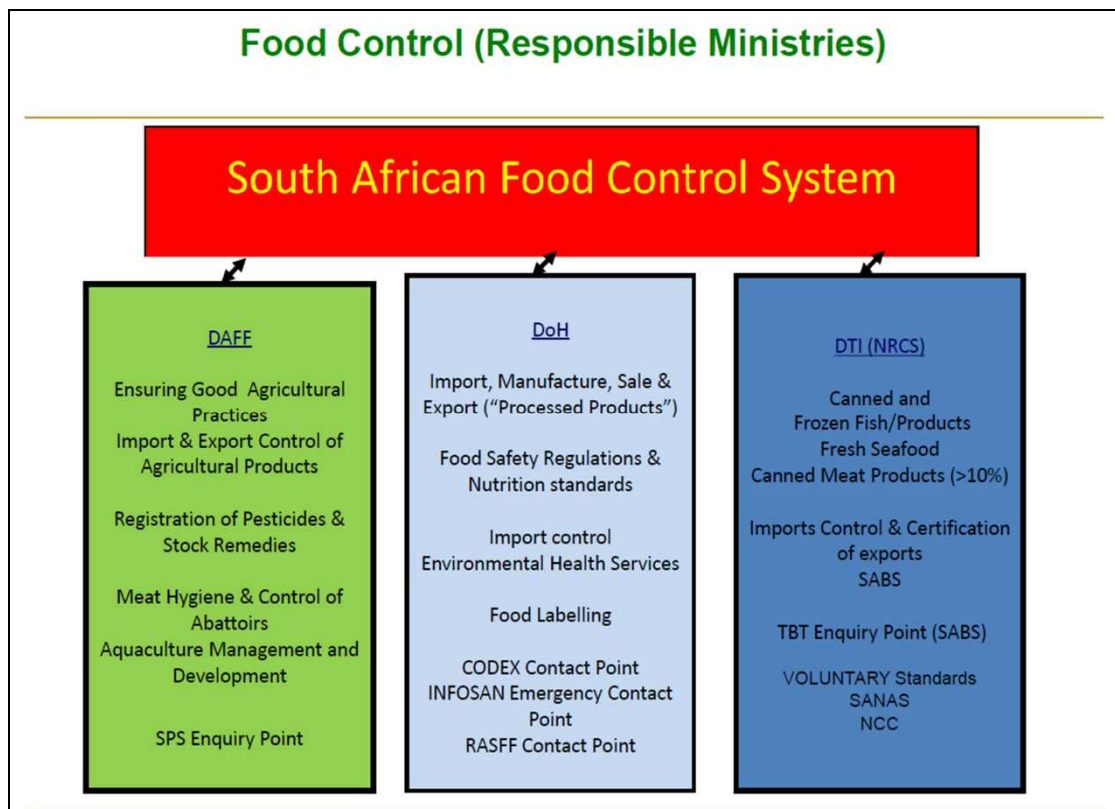
- (1) 時期：平成 30 年 8 月 20 日から 23 日(4 日間)
- (2) 内容：南アフリカ共和国における食品衛生管理体制の制度調査
- (3) 対象：農林水産省 (DAFF)、保健省(DoH)、生鮮食品輸出管理委員会(PPECB)

2. 調査結果(概要)

(1) 食品安全に係る行政組織

南アフリカにおける食品衛生を管轄する官庁は、DAFF(農林水産省)、DoH(保健省)、DTI(貿易産業省)の3つの政府機関であり、それぞれの政府機関に属する担当部局や地方レベルにおいて食品衛生に関連する法令に基づく監視及び施行を行っている。

南アフリカにおける食品衛生規制所管官庁の組織体制



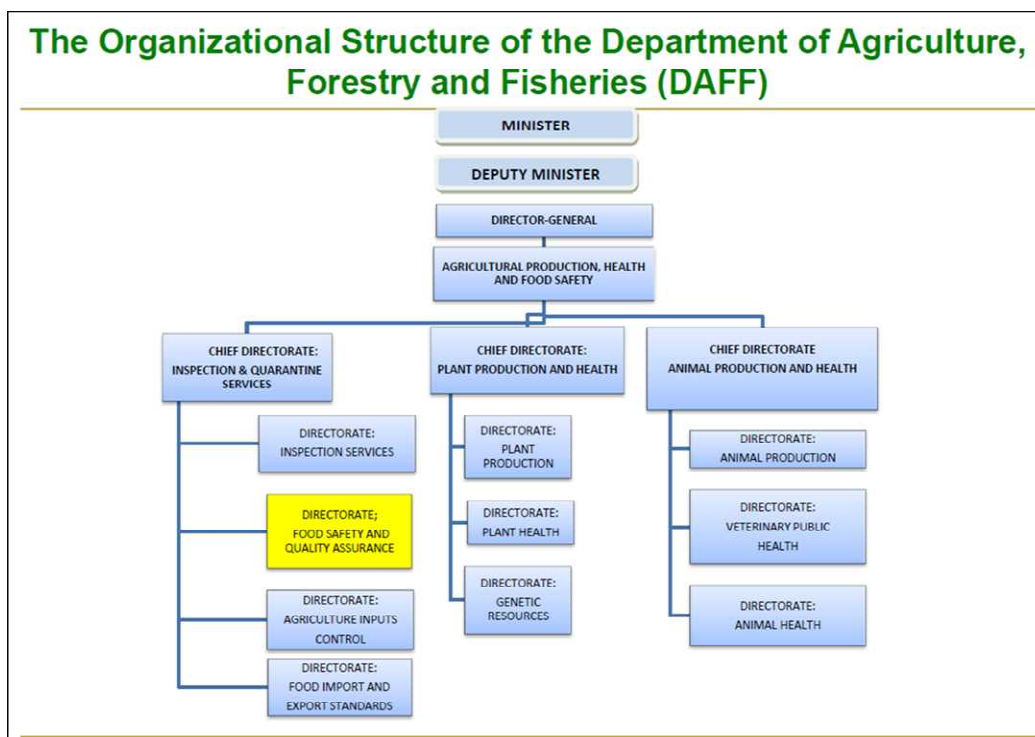
農林水産省(DAFF)

DAFF の食品管理に関する役割は、GAP (Good Agricultural Practice : 適正農業規範) の実践、農産物基準法に基づく輸出入管理、農薬及び動物用医薬品の登録、食肉衛生、養殖水産物の管理と開発、SPS 協定の連絡窓口である。

組織体制は、組織管理部門、食品安全・農業改革部門、森林・天然資源管理部門、農業生産・衛生・食品安全部門、漁業管理部門、経済開発・貿易管理部門の 6 つの部門からなる。食品衛生に関する事項のうち、輸出及び南アフリカ国内で消費される農産物に対する食品管理は、農業生産・衛生・食品安全部門が担当している。

農業生産・衛生・食品安全部門は、検査検疫部門、植物生産部門、動物生産部門の 3 つの組織に分かれ、さらに 検査検疫部門は 4 つの組織 (検査業務、食品安全・品質保証、農業投入物管理、食品の輸出入の基準)、植物生産部門は 3 つの組織 (植物生産、植物防疫、GMO 管理)、動物生産部門は 3 つの組織 (動物生産、食肉衛生、動物衛生) に分かれる。

DAFF 組織図



保健省(DoH)

DoH の食品管理の役割は、加工品の輸入、製造、販売及び輸出の管理、食品安全の基準及び栄養基準、輸入管理、環境衛生、食品の表示、CODEX、INFOSAN 及び RASFF の連絡窓口である。

DoH は National (国)、Provincial (州)、District (地方当局) 毎にそれぞれ役割が異なっている。

はじめに National の主な役割は、食品安全及び食品表示に関する法令の施行、CODEX、INFOSAN 及び RASFF の連絡窓口、食品監視計画の策定及び調整と食品安全に関する警告の管理、州及び地方当局での法施行に対する支援、企業・消費者等関係者への広報、農薬やバイオテクノロジーに関するリスク評価などである。

次に Provincial の主な役割は、国と地方当局間の連絡調整、地方当局向け政策の立案、地方当局での食品衛生業務に対する支援・評価、地方当局が開催する食品管理委員会への参加などである。

最後に District の主な役割は、検査・採取、食品製造施設への監視、食中毒等問題発生時の対応、健康影響危害の評価、衛生に関する広報及び教育活動などである。

国家規制管理局(NRCS)

DTI に属する国家規制管理局 (NRCS) は、人の健康と安全、環境を保護する規格に基づく強制規格などの技術規則を管理している。NRCS は、規制製品 (水産物や食肉の缶詰) に対する食品安全規則 (強制規格) への適合性を保証することにより消費者の健康と安全を保護している。

生鮮食品輸出管理委員会(PPECB)

PPECB は 1926 年から続く公的機関であり、DAFF より権限を移譲されている準国営機関である。PPECB は輸出予定の農産物に対する最終検査、食品管理監査及び輸出証明を行う。PPECB に所属する約 900 名の職員により、1500 箇所以上の場所で 200 種類以上の農産物に対する業務を行っている。

(2) 南アフリカ共和国における食品衛生規制・制度

南アフリカにおける食品衛生管理は、農産物基準法、肥料、農場飼料、農薬および家畜医薬品法及び食品、化粧品、殺菌剤法の3つの法令により実施されている。農産物基準法における農産物の輸出基準や要件は、Codex や UNECE (国連欧州経済委員会) の規範と基準が考慮されている。

南アフリカの食品等事業者は、農産物基準法に従って、生産者や輸出業者を含めた全食品等事業者 (FBO) として所管官庁である DAFF に登録する必要がある。

農産物基準法

南アフリカ国内で流通・販売される食品及び輸出入製品を対象とし、農産物の販売と輸出の管理、特定輸入農産物の管理について規定した法律であり、DAFF が所管し、PPECB が実施している。

農産物に対する規格と規則、定期的な改正、農産物の品質基準、食肉・乳製品・農作物・特定缶詰製品・青果物等の製品規格の取り決め等を規定している。

肥料、農場飼料、農薬および家畜医薬品法

DAFF が所管しており、肥料、農場飼料、農業保全、動物保全、植物消毒、害虫駆除作業の登録等が規定されており、肥料、農場飼料、農薬、動物用医薬品の使用に対する規制や禁止を目的としている。

具体的には農産物の登録及び解除、農場飼料の調整、肥料・飼料・農薬・動物用医薬品の販売や輸入、作物生産の病害虫予防等を対象として定めている。

食品、化粧品、殺菌剤法

DoH が所管しており、保存料、酸化防止剤などの食品添加物、かび毒の許容値、食品の放射能、放射線照射食品、動物用医薬品及び農薬の最大残留基準値、HACCP 関連等の事項を対象としている。

National Monitoring Program

南アフリカ国内で流通する食品は、DoH により National Monitoring Program と呼ばれるシステムにより監視が行われている。

これにより、すべての食品加工事業者への HACCP 取得の義務付けや、食品加工・製造施設に対する衛生基準のモニタリング、残留農薬やアフラトキシンのモニタリング等が実施されている。

輸出時の管理

南アフリカにおける農産物の輸出は、DAFF が所管する農産物基準法により管理され、DAFF から権限譲渡されている PPECB が実施している。

PPECB では、輸出される農産物に対する品質検査、使用農薬が登録されたものか、また、残留値が基準に適合しているか検査等による確認及び輸出証明を実施している。

輸出に際し、輸出業者を含めた食品等事業者（FBO）は、所管官庁である DAFF に対し情報を登録する必要があり、登録情報はデータベース化される。登録された FBO には英数字のコード（FBO コード）が付与され、生産から輸出までのトレーサビリティが確保される。

輸出許可の流れは、まず、PPECB の試験センターが検査を行い、必要事項を記載した成績書を荷主へ通知する。次に荷主は PPECB が発行した成績書を DAFF に提出し、内容の確認を DAFF の検査官が行い、不備がなければ輸出証明が発行され輸出許可となる。

輸出される農産物に対する検査は、主要対日輸出産品であるかんきつ類の防ばい剤の場合、輸出荷口から無作為にサンプリングを行い、実施される。基準値を超過した場合は、その貨物の輸出は停止され、是正措置が講じられ、改善が確認されるまでの間、該当事業者からの輸出は認められない。

また、輸入国から基準値超過により輸入が拒否された場合も同様に輸出停止が科される。

輸出貨物に対するアフラトキシンや残留農薬等の分析は、PPECB の試験センターで実施される。アフラトキシンは G1、G2、B1、B2 について分析を行い、残留農薬は 232 項目を分析している。この PPECB の試験検査センターは、SANAS（南アフリカ国家認定システム）により ISO/IEC17025 への正式認可を受けている。

定期的に DAFF による外部監査及び PPECB 内の検査業務に携わらない担当者による内部監査が実施されている他、年間計画に基づく検査担当者の精度管理を実施している。

輸入時の管理

南アフリカにおける輸入食品については、DoH が所管する食品、化粧品、殺菌剤法に基づき管理され、国内の指定された国境、港湾及び空港においてモニタリングが実施されている。

HACCP について

国内流通品及び輸出品ともに HACCP を義務付けている。

3 . 参考法令 (URL リンク)

- Agricultural Product Standards Act No,119 of 1990 (農産物基準法) (APS 法)
[http://www.daff.gov.za/daoDev/sideMenu/acts/6%20Agric%20Product%20Standards%20No119%20\(1990\).pdf](http://www.daff.gov.za/daoDev/sideMenu/acts/6%20Agric%20Product%20Standards%20No119%20(1990).pdf)
- 食品、化粧品、殺菌剤法 (Foodstuffs, Cosmetics And Disinfectant Act No, 54 of 1972)
http://www.nda.agric.za/daoDev/fisheries/03_areasofwork/Aquaculture/AquaPolGuidLeg/Legislation/FoodstuffsCosmeticsDisinfectantsAct54of1972.pdf#search='Foodstuffs%20Cosmetics+And+Disinfectant+Act+No%2054+of+1972'
- 肥料、農場飼料、農薬及び動物医薬品法 (Fertilizers, Farm Feeds, Agricultural Remedies and Stock Remedies Act No, 36 of 1947)
[http://www.daff.gov.za/daoDev/sideMenu/acts/14%20Fertilisers,%20Feeds,%20Agricultic%20&%20Stock%20Remedies%20No36%20\(1947\).pdf](http://www.daff.gov.za/daoDev/sideMenu/acts/14%20Fertilisers,%20Feeds,%20Agricultic%20&%20Stock%20Remedies%20No36%20(1947).pdf)